

町内で受診できる歯科医療機関

歯科医療機関名	所在地	電話番号
上田歯科医院	195-3	☎ 32-6681
おかもと歯科医院	八尾 555-5	☎ 33-8480
片岡歯科医院	薬王寺 145-4	☎ 33-3777
木虎歯科	宮森 179-1	☎ 34-5771
坂本歯科医院	233-2	☎ 32-0222
さくら歯科	200	☎ 32-6480
西川歯科医院	674	☎ 32-2054
はつおか歯科	秦庄 458-7	☎ 32-2405
堀口歯科	125-3	☎ 33-3380
松原歯科医院	阪手 531	☎ 32-2550
宮川歯科医院	宮森 292	☎ 32-2518
安井歯科医院	秦庄 426-1	☎ 33-5252
山本歯科医院	新町 210-7	☎ 32-0212

※休診などの場合がありますので、あらかじめ歯科医療機関にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ 「後期高齢者口腔健診」お口の健康診査」 が始まります

県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎ 29・8430
町住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34・2095

お口の健康診査は、高齢者の健康を保持・増進し、生活の質（QOL）の向上を図り、健康寿命を延ばすことを目的として実施します。

健診対象者 75歳・80歳・85歳（平成31年4月1日現在）の後期高齢者医療被保険者
費用 無料
実施期間 6月1日（土）～11月30日（土）

受診方法

県歯科医師会に所属する県内の歯科医療機関で受診。事前に電話などで歯科医療機関へお申し込みいただき、受診の当日に受診券（ハガキ）被保険者証をお持ちください。※町内で受診できる歯科医療機関は左表のとおりです。※受診券は県後期高齢者医療広域連合から対象者に送付されます。

自然の中で過ごしてみませんか

小学生宿泊体験学習

生涯教育課（青垣生涯学習センター内） ☎ 32-6193

町子ども会連絡協議会のシニアリーダーの指導のもと、大自然の中で野外炊飯やキャンプファイヤー、ハイキングなどを体験します。

日程 8月21日（水）～22日（木）

場所 国立曾爾青少年自然の家

対象 町内在住の小学5・6年生

定員 80人（申込多数の場合は抽選。抽選結果は7月18日（木）ごろにお知らせします）

費用 1,500円

申込方法 7月7日（日）までに電話か入力フォームで生涯教育課（☎ 32-6193）へ。入力フォームは下のQRコードを読み取ってください。

※8月4日（日）午前9時30分から説明会を開催します。



6月28日（金）までに

児童手当の現況届の提出を

こども未来課こども支援係 ☎ 33-9036

児童手当を受給している人は6月中に「現況届」をこども未来課こども支援係へ提出してください。

この届けは、毎年6月1日における養育状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかの確認をするためのものです。

対象の受給者の皆さんに案内書などを郵送しますので、6月以降も続けて児童手当を受けるためにも必ず6月28日（金）までに現況届を提出してください。



添付書類

- 受給者の健康保険被保険者証の写し
- 児童と別居の場合は別居監護申立書（児童の個人番号確認書類と来庁者の身元確認書類が必要）

特定健康診査の概要

※詳しくは、5月下旬に送付した案内（青色封筒）をご覧ください。



対象	40～74歳の町国民健康保険に加入している人 (75歳になる人は誕生日の前日までしか受けられません) ※現在定期的に医療機関を受診している人も対象となります。 ※町国民健康保険以外の特定健康診査は、加入している保険者へお問い合わせください。	
検査内容	●身体診察（診察、問診、身体計測、腹囲測定、血圧測定） ●尿検査（尿たんぱく・尿糖） ●血液検査（肝機能、血糖、脂質、腎機能） ●貧血検査 ●心電図 ※集団健診を受ける場合、眼底検査を実施します。	
費用	無料 ※眼底検査を別の医療機関で受けた場合、別途費用が必要になることがあります。	
持ち物	●特定健康診査受診券 ●被保険者証 ●質問票（自宅でご記入ください）	
実施日程・場所	個別健診	期間 6月1日(土)～令和2年1月31日(金) 場所 県内の実施医療機関
	集団健診	日程 8月3日(土)、9月7日(土)、10月12日(土)・13日(日)注 11月23日(土)、12月7日(土)
		受付時間 午前9時～11時 ※10月12日(土)・13日(日)は午前8時30分～11時
		場所 町民ホール（町役場西側）

注 10月12日(土)・13日(日)は、特定健診と同時にがん検診※（胃・肺・大腸・乳・子宮がん）または肝炎ウイルス検診を受診する人のみが対象となります。

※受診したいがん検診を選択できます。（別途料金が必要）

がん検診、肝炎ウイルス検診に関する問い合わせ先

保健センター ☎ 33-8000

特定健診を受診すると、人間ドックの助成は受けられません。

40～74歳の国民健康保険加入者の皆さんへ
**令和元年度特定健診・特定保健指導が
始まります**

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

生活習慣病の予防と早期発見のために毎年受診しましょう

高血圧・脂質異常・高血糖といった生活習慣病は、動脈硬化（血管の老化）を加速させ自覚症状がほとんど

どありません。また、この状態を放っておくと動脈硬化が進み、糖尿病の合併症・脳卒中・心筋梗塞などの重大な疾患につながります。年に一度の特定健診で自分の健康を守りましょう。



特定健診受診者全員に歯ブラシセットをプレゼントするトン!

◀田原本町公式キャラクター「タワラモトン」

※集団健診は受診日当日に配布。個別健診は結果とともに送付します。

マイナンバーカードの申請をお願いします

**マイナンバーカード
受付時間の延長・休日開庁**

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34-2087

マイナンバーカードをより取得しやすいように、受付時間の延長と休日開庁を実施します。

○受付時間の延長

6月5日(水)・19日(水)

午後7時まで(交付の受付は午後6時30分まで)

○休日開庁

6月9日(日) 午前10時～午後4時

業務内容 通知カードの受け取り、マイナンバーカードの交付・申請 ※ その他の業務は行いません。

マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影しています。

窓口での印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑登録証明書を取得する際には「印鑑登録証」もしくは「住民カード」の提示が必要になります。忘れずにご持参ください。

購入対象者 (①②両方対象の人は両方の条件で購入可)

① 2019年度の住民税が課税されていない人
※課税されている人に生活の面倒を見てもらっている人(配偶者や扶養されている人など)や、生活保護の受給者などは対象外です。



●対象と思われる人に、プレミアム付商品券購入引換券交付申請書を郵送します。

②平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれのお子さんがいる世帯の世帯主



●対象の世帯に、プレミアム付商品券購入引換券を郵送します。

※①は平成31年1月1日時点で、②は令和元年6月1日時点などで住民票がある市区町村から、購入引換券などが交付されます。

※DV被害者で、他の市区町村から住民登録を移さずに田原本町に住んでいる人は、田原本町で申請できる場合がありますので、ご相談ください。



消費税・地方消費税の10%への引上げが、所得の少ない人(住民税非課税の人)や3歳未満の乳幼児がいる子育て世帯の人の消費に与える影響を緩和することを目的として、プレミアム付商品券事業を始めます。
※時期などについては、詳細が決まり次第第広報紙などでお知らせします。

所得の少ない人や3歳未満の乳幼児がいる子育て世帯の人が対象です
プレミアム付商品券事業を始めます

町プレミアム付商品券事業実施本部(健康福祉課内)

☎33・9147 / ☎33・9148

大和まほろば圏域ニュース Vol.9 (三宅町)

大和まほろば広域定住自立圏の市町村のつながりを深めるために、圏域市町村(天理市・山添村・川西町・三宅町・田原本町)広報紙の偶数月号に「大和まほろば圏域ニュース」を掲載しています。

11月22日は「太子道の集い」

三宅町では、毎年11月22日に「太子道の集い」を行っています。

この催しは、聖徳太子が斑鳩宮(現在の斑鳩町)から小墾田宮(現在の明日香村)へ通われた際に、道のりのほぼ中央である三宅町で休息された時、地元の人たちがおもてなしをしたという故事にちなみ、法隆寺主催のウォーキングラリー一行を赤米の粥かゆや湯茶接待などのおもてなしで迎えるものです。

当日は、馬に乗った聖徳太子役の人や、古代の衣装を着た従者の人たちが太子道を練り歩きます。



◀太子道での行列の様子

聖徳太子募集!

「太子道の集い」において聖徳太子役になる人を募集します!

古代の衣装を着て式典に出演や乗馬など。ぜひ三宅町の歴史を体感してください! 詳細は三宅町ホームページをご覧ください。

日程 11月22日(金)

申込 三宅町ホームページから。



問 太子道実行委員会事務局(三宅町政策推進課内)

☎0745-44-3070

令和元年度 田原本町職員採用試験

☎ 町職員任用試験委員会（人事課内） ☎ 34-2056

試験日

- 第1次試験

6月17日(月)～30日(日)

- 第2次試験 7月中旬～下旬

- 第3次試験 8月下旬

インターネットによる
受験申込期間

6月5日(水)まで

受験案内の入手方法

町職員任用試験委員会（町役場人事課内）で配布するとともに、町ホームページにも掲載しています。



▲町ホームページ

試験職種（区分）・採用予定人員・受験資格

試験職種（区分）	採用予定人員	受験資格
行政職（上級）	5人程度	昭和62年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
土木職（上級）	1人	昭和62年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
保健師	1人	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、保健師の免許を取得している人、または令和2年3月末日までに当該免許取得見込みの人
行政職（障がい者対象）	1人	昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳などのいずれかの交付を受けている人

*採用予定人員は現時点での見通しで、変更になることがあります。

*受験者の試験の成績が一定以下の場合、採用予定人員を減員することがあります。

*資格取得見込みで受験した者が、令和2年3月末日までに資格を取得しなかった場合は、採用される資格を失います。

安心・安全な水道水の安定供給のため

水道工事にご協力を

水道課水道整備係 ☎ 32-2967

町では、安心・安全な水道水の安定供給を行うため、老朽管更新工事に取り組んでいます。この度、大規模な工事を行うため、工事区間と予定期間をお知らせします。

工事期間中は、付近住民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



場所 阪手地内
期間 6月7日から令和2年1月31日まで

公正な職務の執行を確保するため

法令遵守推進条例の運用状況を公表します

人事課人事係 ☎ 34-2056

町では、法令遵守推進条例で「内部公益通報制度」と「不当要求行為への対応」の2つの制度を設けています。これらの制度の運用状況を条例の規定に基づき公表します。また、概要については町ホームページに掲載しています。

内部公益通報制度

町内部に不正行為があった場合、不正の事実を知った職員などからの内部公益通報により、不正行為の防止や、早期の是正を図る制度です。

不当要求行為への対応

不当要求行為とは、口利きや働きかけなど、職員に対して、特定の者へ有利・不利な取り扱いを求める特定要求行為のうち、暴力的行為、威圧的言動、脅迫などの行為を伴うもので、職員の公正な職務の執行を妨げる悪質な行為です。

法令遵守推進条例の運用状況

(件)

年度	内部公益通報	不当要求行為
平成29年度	0	0
平成30年度	1	0